

坂出市健幸のまちづくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 健幸都市（住民が健やかで幸せに暮らせる地域社会を目指す都市をいう。）の実現に向けたまちづくり（以下「健幸のまちづくり」という。）に関する基本的な方針，具体的な取組等についての協議および健康関連計画の策定等を行うため，坂出市健幸のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健幸のまちづくりに関する基本的な方針
- (2) 健幸のまちづくりに関する具体的な取組
- (3) 坂出市健康増進計画，食育推進計画および自殺対策計画の策定，評価および見直しに関すること。
- (4) その他健幸のまちづくりに関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は，25人以内の委員で組織する。

2 協議会の委員は，次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募選出者
- (3) 関係機関選出者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長および副会長)

第4条 協議会に，会長1人および副会長1人を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 会長は，協議会を代表し，会務を統括する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，または欠けたときは，その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は，2年とする。ただし，委員が欠けた場合における後任の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は，健康福祉部けんこう課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成30年5月1日から施行する。